

## ○伊仙町高等教育フィールドワーク推進事業補助金交付要綱

令和5年12月11日

要綱第14号

### (趣旨)

第1条 この告示は、大学生等で構成する団体(以下「団体」という。)が行うフィールドワークを誘致することにより、交流人口を拡大させるとともに、町の地域活性化を図るため、町内で実施するフィールドワークに対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊仙町補助金交付規則(昭和34年4月1日規則第3号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学及び短期大学に在籍する学生をいう。
- (2) フィールドワーク 本町における地域課題に関する調査、研究を行うものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町外在住の大学生等5人以上でフィールドワークを行う団体とする。

### (交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる要件として、次の各号のいずれにも該当しなければならないものとする。

- (1) 町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 町内で2日以上活動すること。
- (3) 当該年度内又は指定された期限までに終了すること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

### (補助対象経費、補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象経費は、団体が行うフィールドワークに要する経費（謝金・旅費＜宿泊費含む＞・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・使用料及び賃借料）とし、補助金の額は300,000円を上限とする。但し、実費額が300,000円を満たない場合は実費額を補助する。

#### (交付の条件)

第6条 補助金の交付を受ける条件として、次の各号のいずれにも該当しなければならないものとする。

- (1) 町からフィールドワークで得られた調査、研究の成果の開示を求められた場合は、これに応じなければならないものとする。
- (2) 事業期間中に募集対象者が徳之島へ渡航すること。オンライン形式のみによる実施など、徳之島への渡航がない場合、補助の対象とはならないものとする。

#### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(規則「別記第1号様式」)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク計画書([様式第1号](#))
  - (2) フィールドワーク参加者名簿([様式第2号](#))
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けた団体は、当該交付を受けた年度内において、再び申請することができないものとする。

#### (補助金の交付)

第8条 町長は、補助金の交付の申請(「別記第1号様式」)があったときは、関係書類を審査し、適當と認めたときは補助金の額が確定された後に交付する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、[第8条](#)に規定する補助金の交付決定の通知をした後において補助金の全部又は一部を概算又は前金として交付することができる。

#### (補助事業の変更承認等)

第9条 申請者は、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、あらかじめ事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金変更交付)申請書(規則「第3号様式」)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、申請したフィールドワークが終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク実績書([様式第3号](#))
- (2) 収支決算報告書([様式第4号](#))
- (3) 宿泊証明書([様式第5号](#))

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、必要があると認めるときは、事業者に関して必要な報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、実績報告の提出があったときは、審査のうえ補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により事業者に通知する。

(決定の取消し)

第 12 条 町長は、事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 補助対象事業を許可なく変更又は中止したとき。ただし、軽微な変更は除く。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められるとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用される。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第 14 条 この要綱の定めにより町長に提出する書類の部数は、1 部とする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、交付の日から施行する。